

## 第12回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定考査問題の出題意図

### 第1問（計40点）

第1問は、相続を原因とする相隣地の境界紛争について、具体的事案における法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場においてなすべき法的主張及び具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理関係業務において最低限必要とされる法的素養及び法的問題点に対する理解の程度を測ることを出題の意図としている。

#### 小問1（5点）

本問は、本件における権利関係を前提として、Aの立場で、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるのか、端的に申立ての趣旨を問う問題である。

#### 小問2（10点）

本問は、長期取得時効の要件として、相続との関連における占有の継続を主張する場合の具体的要件事実を問うことにより、取得時効の成立要件の理解を問う問題である。

#### 小問3（10点）

本問は、NがAの長期取得時効の主張を争う場合に、具体的事案においてどのような事実を主張すべきか、取得時効に係る法的問題点の理解の程度及び代理人としての事案処理能力を問う問題である。

#### 小問4（5点）

本問は、端的に短期取得時効の要件について、基本的知識を問う問題である。

#### 小問5（10点）

本問は、具体的事案において、短期取得時効の要件の一つである所有の意思の存在を推認させる間接事実を列挙させることにより、代理人としての事件処理能力を問う問題である。

### 第2問（計20点：小問1が8点、小問2が12点）

第2問は、土地家屋調査士法人を退職した元使用人の認定土地家屋調査士という立場から、筆界不明を原因とする民間紛争解決手続代理業務における倫理を問う問題である。小問1は、認定土地家屋調査士が、土地家屋調査士法人の使用人として相談を受けた依頼者の相手方の代理人となることができるのか、土地家屋調査士法第22条の2第2項第2号及び第4号並びに土地家屋調査士倫理規程第25条第5号の理解を問う問題である。小問2は、同法第22条の2に直接該当しない場合であっても、同法第24条の2並びに同倫理規程第8条及び第30条に照らし倫理上の問題を生じることはないかについて、基本的理解と思考力を問う問題である。

以上